

## 阿賀野市告示第123号

阿賀野市建設工事入札等参加資格審査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月23日

阿賀野市長 加藤博幸

## 阿賀野市建設工事入札等参加資格審査規程の一部を改正する規程

阿賀野市建設工事入札等参加資格審査規程（平成21年阿賀野市告示第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「入札等に参加する資格（以下「参加資格」という。）」を「参加資格」に改め、「審査を受けようとする者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「第1号様式による建設工事入札参加資格審査」を「別に定める」に、「添付書類」を「書類」に改め、「申請書類」という。）を」の次に「市長に」を加え、同項第1号を次のように改める。

（1） 別に定める様式による営業所（主たる営業所を除く）一覧表

第3条第1項第2号中「技術職員数」を「別に定める様式による技術職員数」に改め、「第3号様式。」を削り、同項第6号中「暴力団」を「別に定める様式による暴力団」に改め、「（第4号様式）」を削り、同条第2項を削る。

第8条第2項中「建設工事入札参加資格承継申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して申請」を「別に定める申請書及び次に掲げる書類を市長に提出」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

（4） 別に定める様式による技術職員数等に関する書類

（5） 法人の登記事項証明書（法人の場合）

第8条第2項に次の6号を加える。

（6） 住民票（個人の場合）

（7） 総合評定値通知書の写し（申請者が当該営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者である場合を除く。）

（8） 阿賀野市の市税の納税証明書（本市に主たる営業所（法第3条に規定する営業をいう。以下同じ。）を有しない者にあつては、法人税又は所得税の納税証明書を添付すること。）

（9） 消費税及び地方消費税の納税証明書

（10） 別に定める様式による暴力団等の排除に関する誓約書

（11） 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

第8条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第9条中「変更届出書（第6号様式）を」を「別に定める届出書を市長に」に改める。

第10条中「廃業届出書（第7号様式）を」を「別に定める届出書を市長に」に改める。

第16条第1項中「経常共同企業体入札参加資格審査申請書（第8号様式）又は特定共同企業体入札参加資格審査申請書（第9号様式）」を「別に定める申請書」に、「申請し」を「市長に提出し」に改め、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、共同企業体が特定共同企業体であるときは、その提出期限は市長が指定する日までとする。

第16条第1項第1号を次のように改める。

(1) 別に定める様式による構成員一覧表

第16条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別記第2項第7号中「有無」の次に「又は、阿賀野市と災害時の応援業務に関する協定の締結の有無」を加え、同項第9号中「定期申請年の3月31日の属する年度の前々年度から阿賀野市内」を「阿賀野市内」に改め、「(採用時35歳未満)」を削る。

第1号様式から第11号様式までを削る。

#### 附 則

この告示は、令和7年4月23日から施行し、改正後の阿賀野市建設工事入札等参加資格審査規程の規定は、令和7年1月1日から適用する。